

○東京都台東区大気汚染障害者認定審査会条例

昭和50年3月26日

条例第9号

改正 平成9年3月26日条例第23号

(設置)

第1条 大気汚染障害者の認定を区長が行うための附属機関として、東京都台東区台東保健所に東京都台東区大気汚染障害者認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ、大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議を行い、区長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、医学に関し学識経験のある者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査会は、台東保健所長が招集する。

(会議)

第6条 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、台東保健所において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、台東区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日において委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和51年10月25日までとする。

付 則 (平成9年3月26日条例第23号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。